

争議行為に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。ただし、争いがある場合は判例・通説による。

1. 労働組合員の一部集団が組合の承認を得ないで独自に行ういわゆる山猫ストは、正当な争議行為と解されている。
2. 他の労働組合の労働争議を支援することを目的とする同情ストは、ストライキを行う労働組合自身にとって団体交渉による解決可能性をもたないとしても、正当性が認められる。
3. 労働組合が配転命令の撤回を要求し、配転対象者をストライキ要員として指名ストを行う場合、それにより配転命令の拒否という争議行為の目的を達成することになるので、正当性は認められない。
4. 労務の不完全な提供である怠業は、作業能率を低下させるにとどまる限りは正当な争議行為であるが、それを越えて、機械や製品を破壊するなど積極的に使用者の財産権を侵害する場合は正当性が否定される。
5. 争議行為の予告は必須であるため、予告を経ない争議行為は、争議行為の予測可能性や使用者の被った損害などにかかわらず、直ちに正当性が否定される。

行政事件訴訟法における義務付け訴訟には、直接型義務付け訴訟（行政事件訴訟法第3条第6項第1号）と申請型義務付け訴訟（行政事件訴訟法第3条第6項第2号）がある。これらに関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

1. 申請型義務付け訴訟は、申請又は審査請求をした者以外の者も提起することができる。
2. 直接型義務付け訴訟も申請型義務付け訴訟もともに、一定の処分又は裁決がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあることが、訴訟要件の一つである。
3. 直接型義務付け訴訟も申請型義務付け訴訟もともに、義務付けの訴えに係る処分又は裁決が裁量処分に当たる場合、一定の処分又は裁決の内容を特定して義務付けを命ずることができないので、棄却判決がされる。
4. 直接型義務付け訴訟において勝訴した原告が、義務付け判決を受けてされた行政庁の処分になお不服がある場合、当該義務付け判決に対して再審の訴えを提起することができる。
5. 義務付け訴訟には仮の救済手段として仮の義務付けが規定されており、義務付けの訴えに係る処分又は裁決がされないことにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があることが、申立てが認められるための要件の一つである。